参考資料

社会保障制度と保険のキホンについて学ぼう！

【資料１】社会保険の種類と概要

	公的年金保険	公的医療保険	公的介護保険
主な役割	●老後や障害を負ったときなどの生活費・遺族の生活費の保障	●医療にかかる費用の保障	●介護が必要な高齢者などへの介護サービスの提供
加入者 保険料の負担	【会社員・公務員・教員など】 ●就職したら国が運営する厚生年金に加入 ●保険料は報酬比例で勤め先と本人で負担。給与天引き 【自営業者・学生など】 ●20歳になったら国が運営する国民年金に加入 ●保険料は定額。学生には所得が一定額以下の場合、学生納付特例制度あり	【会社員・公務員・教員など】 ●就職したら会社などが運営する健康保険に加入 ●保険料は報酬比例で勤め先と本人で負担。給与天引き 【自営業者など】 ●自分で商売をしたり、親から独立したりする場合、市町村が運営する国民健康保険に加入 ●保険料は報酬比例で本人が負担	●４０歳になったら市町村が運営する公的介護保険に加入 ●保険料はそれぞれが加入する公的医療保険の保険料と合わせて支払う
給付	●老齢年金（６５歳になったら給付） ●障害年金（障害を負ったときに給付） ●遺族年金（加入者が亡くなったときに給付 ※年金額は社会全体の賃金や物価の水準に応じて調整	●医療費の３割（年齢・所得により異なる）の自己負担で医療を受けることが可能。月ごとの自己負担額が一定の限度額を超えた場合には、その超過分について別途支給を受けることができる高額療養費制度あり	●加齢により介護が必要になった場合に、１割（所得により異なる）の自己負担で、介護サービスを受けることが可能

（出所）厚生労働省「社会保障の教育推進に関する検討会報告書－資料編－」を参考に作成

【資料２】公的扶助の概要

	公的扶助	（参考）社会福祉	（参考）公衆衛生
主な制度	●生活保護	●児童福祉 ●身体障害者福祉 ●高齢者福祉	●感染症予防・予防接種
制度の趣旨	●資産、能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、必要な保護を行うとともに自立を助長する。	●子どもへの保育や障害者などへの福祉サービスなどを提供し、生活の安定や自己実現を支援する。	●国民が健康的な生活を送れるようにするため、病気の予防や積極的な健康作りを公的に行う。

（出所）厚生労働省「社会保障の教育推進に関する検討会報告書－資料編－」を参考に作成

年　　組　　番　名前

【資料３】自助による準備状況

（複数回答、単位：%）

	準備している						準備していない	分からない
	民間保険		預貯金	有価証券	その他			
	生命保険	損害保険						
老後リスク	44.7	8.8	44.2	7.0	0.8	65.9	31.3	2.8
医療リスク	73.1	20.6	41.8	5.8	0.4	85.0	12.9	2.1
介護リスク	28.9	7.0	34.3	4.5	0.4	48.7	47.9	3.4
死亡リスク	63.1	12.3	36.5	5.1	0.5	72.8	24.1	3.1

（出所）生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」より作成

【資料４】民間保険の種類と役割

●民間年金保険の役割

【高齢者世帯(*)の1か月の収支で不足する金額】

支出
税・社会保険料
食料費、住居関係費 等
合計275,447円

収入
公的年金(老齢年金) 等
合計242,468円

不足する金額
32,979円

(*)世帯主が60歳以上の無職世帯(2人以上の世帯)

●民間死亡保険の役割

【会社員Aさん(32歳)(*)が亡くなった場合に不足する金額】

万一のとき「家族に必要となるお金」
遺族の生活費
子の学費 等
合計1億9,730万円

万一のとき「入ってくるお金」
公的年金(遺族年金)
死亡退職金 等
合計1億6,822万円

不足する金額
2,908万円

(*)妻(30歳・会社員)、長女(2歳)、長男(0歳)。借家。生活費月額28.8万円

●民間医療保険の役割

【10万円の治療を受けた場合の自己負担((a)+(b))】

治療費の自己負担(a)
1か月あたり約3万円

＋

一般の治療費以外にかかる費用(b)

公的医療保険が大部分を負担
自己負担分

・個室などの入院を選ぶと必要になる費用
・入院時の食事代　等

← 治療費10万円 →

●民間介護保険の役割

【在宅サービスを受けた場合の自己負担((a)+(b))】

公的介護保険による介護サービス料金の1～3割(a)

＋

公的介護保険の対象にならない費用(b)

利用限度額の範囲内で、9～7割を公的介護保険が負担
自己負担分

・施設に入所した場合の居住費や食費
・家の大規模なリフォーム代　等

← 介護サービス利用料 →

（出所）総務省「家計調査年報2019年（令和元年）」および生命保険文化センターウェブサイト（「ほけんのキホン」）より作成

一般社団法人
生命保険協会

・平成29年2月発行、令和3年4月一部データ更新
・高等学校の先生や文部科学省・厚生労働省のご意見を伺いながら作成した教材です。